

柴崎会館の臨時休館について

柴崎会館において、屋外受変電設備の更新作業を実施するにあたり、停電が発生するため、立川市学習等供用施設条例第 4 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づき、次のとおり臨時休館といたしたい。

記

1. 臨時休館期間

令和 7 年 12 月 15 日（月）から 12 月 19 日（金）

2. 休業する業務

柴崎会館の指定管理者が行う業務の全て

3. 周知方法

- (1) 「広報たちかわ」10 月 10 日号に掲載
- (2) 第 17 回教育委員会定例会承認後、市ホームページの掲載
- (3) 館内掲示
- (4) 令和 7 年 10 月 1 日（金）一斉受付時に来館者へ周知